

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和2年12月14日（金）
午前9時26分 開会
午後0時05分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 上田 伴子
副委員長 上田 倫久
委員 青山 憲司、芦田 竹彦、
伊藤 仁、関貫久仁郎、
松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員会・分科会長 上田 伴子[Ⓔ]

文教民生委員会・分科会次第

2020年12月14日(月) 9:30～
第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

議案付託表・分科会分担表のとおり

(2) 報告事項

ア 豊岡市障害者福祉計画の策定について(社会福祉課)

イ 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況等について
(高年介護課)

ウ 新文化会館整備事業ホール客席の規模について
(新文化会館整備推進室)

エ 豊岡市立総合体育館長寿命化計画について(スポーツ振興課)

(3) 委員会意見・要望のまとめ

(4) 分科会意見・要望のまとめ

(5) 閉会中の継続審査の申し出について <別紙1>

(6) その他

委員会管外視察研修について

※昨今の状況を鑑み、実施の有無を含めて未定

ア 視察先 未定

イ 実施日 2021年5月17日の週(2泊3日) ※日程確保のみ

ウ 視察項目 未定

4 閉 会

令和2年第7回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 第141号議案 物件購入契約の締結について
- 第144号議案 豊岡市立植村直己冒険館の指定管理者の指定について
- 第145号議案 豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定について
- 第146号議案 豊岡市立玄武洞スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 第157号議案 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第159号議案 豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第160号議案 豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第162号議案 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第165号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 第166号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
- 第167号議案 令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第168号議案 令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第169号議案 令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 第164号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第17号）
- 第175号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第18号） ←12/14議決
- 第176号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第19号）

文教民生委員会重点調査事項

2020.04.13

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について
- 9 新型コロナウイルス感染症対策について

文教民生委員会名簿

2020. 12. 14

【委員】

職名	氏名
委員長	上田 伴子
副委員長	上田 倫久
委員	青山 憲司
委員	芦田 竹彦
委員	伊藤 仁
委員	関貫 久仁郎
委員	松井 正志

7名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	旭 和則	生活環境課長	成田 和博
文化振興課長	米田 紀子	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課参事	橋本 明宏	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
スポーツ振興課長	池内 章彦	日高振興局 市民福祉課参事	川端美由紀
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高
		但東振興局 市民福祉課参事	田邊 雅人

8名

11名

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	久保川伸幸	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	原田 政彦	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	小野 弘順	教育総務課参事	木之瀬晋弥
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	内海 忠裕
健康増進課参事	村尾 恵美	こども教育課参事	恵後原博美
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課長	木下 直樹
		こども育成課参事	吉本 努
		こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	吉谷 孝憲
		こども育成課参事	山本加奈美

9名

13名

【事務局】

職名	氏名
議会事務局主幹兼調査係長	木山 敦子

合計49名

午前9時26分開会

○委員長（上田 伴子） 皆さん、おはようございます。ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

本日より少し寒くなってまいりまして、あしたから雪が降るようなことも言っております。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては本当に、豊岡市はないですけれども、ほかの但馬でも感染者が発生しておりますので、いろんな情報を聞きながら、当局と一緒に市民の皆様の安心なまちになるように、皆さんと一緒に努力していきたいと思っております。

それでは、今から文教民生委員会の議事を始めます。

一般会計に関する予算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は委員会と分科会を適宜切り替えて行いますので、ご協力をお願いいたします。

これより協議事項（1）番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明、質疑、討論、表決を行い、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された令和2年度豊岡市一般会計補正予算についての説明、質疑、討論、表決を行います。その後、報告事項に続き、委員のみで委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

なお、既にお知らせのとおり、第175号議案（補正第18号）については、本日午後からの本会議、議決議案となっております。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

なお、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いいたします。

議案の審査につきましては、お手元の議案付託・分科会分担表の順に行いますので、ご了承願います。

まず、第141号議案、物件購入契約の締結につ

いてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課、木之瀬参事。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 25ページをお開きください。第141号議案、物件購入契約の締結についてにつきましてご説明申し上げます。

本件は、小学校で使用する児童用の端末の物件購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

本件は、今年度整備を行っております児童生徒1人1台端末につきまして、追加で整備することとなりました小学校1年生から3年生分として、必要となります1,490台を購入するものでございます。

契約の目的は、小学校児童用端末の購入でございます。契約の方法は、県の共同調達に基づく随意契約でございます。契約金額は6,687万1,200円でございます。あとは記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上田 伴子） 質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第141号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第141号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、144号議案、豊岡市立植村直己冒険館の指定管理者の指定についてほか1件を一括議題といたします。

生涯学習課、大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、議案書31ページをご覧ください。第144号議案、豊岡市立植村直己冒険館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

指定管理者の候補者は、PFI法に基づきます機能強化改修運営事業の選定事業者であります豊岡冒険館株式会社を、指定管理者選定審査会を経て選定いたしました。

指定の期間は、令和3年4月20日から令和18年10月31日までの15年7か月としております。

33ページをご覧ください。こちらのほうには、管理を行わせようとする公の施設の概要、それから管理業務の内容及び団体等の概要を記載しております。ご清覧ください。

続きまして、35ページをご覧ください。第145号議案、豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定についてご説明いたします。

指定管理者の候補者は、現指定管理者の特定非営利活動法人コミュニティアートセンタープラッツを、指定管理者選定審査会を経て選定いたしました。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

37ページから38ページにかけまして、管理を行わせようとする公の施設の概要、それから管理業務の内容及び団体の概要を記載しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田副委員長。

○委員（上田 倫久） 今、資料を見せていただきましたですけども、令和3年から令和18年という、かなり15年間の長いスパンでされるということですよ。うれしいことなんですけども、例えば5年ごとにとか、そういうときに議会への報告とか、そういうようなことなんかも考えられておられるのでしょうか。

○委員長（上田 伴子） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） 今ご指摘いただきました内容でございますけども、現在のところ、まだ業者とはそういった詰めができておりませんが、そういう内容も含めまして対応していきたいとい

うふうに考えております。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

○委員（上田 倫久） はい。

○委員長（上田 伴子） それじゃあ、よろしく願います。

ほかにはありませんか。

関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 33ページを見て。そこに表示してある中の3の団体等の概要ということで明記してあるんですけども、この豊岡冒険館株式会社というものの中身が、職員数または会員数1名という表記ですけども、ここの内容だけを見ると到底運営できないだろうという感じを受けますが、その辺を絡めての会社の説明をよろしく願います。

○委員長（上田 伴子） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） こちら豊岡冒険館株式会社と申しますものは、PFI法に基づきまして、特別目的会社として設立をされています。そして、その構成会社として、アドバンス株式会社、それから中川工務店さん、それからNECキャピタルソリューション、そういったいろんな会社が構成されておまして、豊岡冒険館の職員数としては1名でございますが、そういったグループ会社から従業員を派遣すると、業務を委託するというようなことを伺っております、その規模につきましては、現在のところ10名程度というふうに伺っております。

○委員長（上田 伴子） どうですか。

○委員（関貫久仁郎） よろしいですか。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 続けて、そうしましたら、運営、運用に関してはそういった構造体でやるということで、強い味方がいるということですけども、運営が例えばですよ、悪い例で申し訳ないですけども、豊岡冒険館株式会社自体が表に出てるわけですから、運営が破綻したという場合の責任というのはどこが取るんですか。

○委員長（上田 伴子） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） 今回の運営に関しましては、運営モニタリングを行う予定にしております。

す。そのモニタリングの項目の中には、サービスの提供状態であるとか、財政状況であるとか、そういったことを一定期間モニタリングするようにしております。そういった中で、今おっしゃるような破綻につながるような事案、そういったものについては、先手先手を打つ中で、そういった状況にならないようにというふうには対応していきたいと思っております。

また、一般の指定管理でございますので、経営破綻したときの責任ということではございますけども、基本的には指定管理者における責任の範囲においては当然、豊岡冒険館株式会社でございますし、そのほかの部分については豊岡市というようなことになろうかというふうに思います。以上です。

○委員（関貫久仁郎） もう一度。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） じゃあ、端的に言いまして、ウェルストークと同じ形態ということではよろしいんですか。

○委員長（上田 伴子） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） ウェルストークの状況を深く理解しておるわけではございませんので、ちょっと返答しかねるんですが、基本的には、長期間にわたって施設を利用して、そこで事業を行っていただくということの意味では近いのかなというふうには思います。以上です。

○委員（関貫久仁郎） 結構です、よろしいです。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第144号議案及び第145号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第144号議案及び第145号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第146号議案、豊岡市立玄武洞スポーツ公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

スポーツ振興課、池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 39ページをご覧ください。第146号議案、豊岡市立玄武洞スポーツ公園の指定管理者の指定についてご説明いたします。

指定管理者は、田鶴野地区振興協議会を、豊岡市公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て選定をしました。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としています。

管理を行わせようとする公の施設の概要、管理業務の内容及び団体の概要を、41ページに記載していますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第146号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第157号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 85ページをご覧ください。第157議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないように減額判定所得の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、88ページの条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容につきましては、国民健康保険税の減額の対象者を判定する所得の算定について、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除額及び年金所得控除額が一律10万円引き下げられることに伴い、当該算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げ、国民健康保険税の負担水準に関して影響が生じないようにするため、改正を行うものです。

具体的な説明は、本日お配りしています資料で説明します。

最初に、2枚目のピンクの資料をご覧ください。表題に令和2年度豊岡市国民健康保険税についてと書いてあるものです。こちらにつきましては、会社などに勤務されていた方が退職し、国民健康保険に加入のため来庁されたときに、今年度の国保税の説明として税務課が市民に渡しているパンフレットであります。

裏面をご覧ください。真ん中の辺りに黒い星で保険税の軽減、減免と記載されています。その下の表の部分が今回改正となるものです。

では、1枚目に戻ってください。1の令和2年度までの表が、先ほどのピンクの表と同じ内容です。

次に、2の令和3年度からの表が、今回の改正により変更となるものであります。

3の具体例です。（1）として、2人家族でともに給与所得である被保険者で、（2）、その2人の給与収入は令和元年、2年ともに同額で、それぞれ

95万円、115万円とした場合です。

まず最初に、下の米印の欄をご覧ください。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除額の令和2年分の控除額は、令和元年分より10万円引き下げられました。その結果、（2）の①のとおり、令和2年度のこの世帯の軽減判定所得は30万円と50万円を足した80万円となります。しかし、令和3年度においては、ともに所得が10万円ずつ上がりますので、40万円と60万円を足した100万円が軽減判定所得となります。

（3）です。軽減判定としましては、令和2年度は、上の表の計算式で算式すると、①に記載のとおり5割軽減となります。また、令和3年度も同様に上の表で算式すると5割軽減となり、2年度及び3年度の軽減の割合は変わりません。

このように今回の条例改正は、地方税法施行令の改正によって一律10万円引き下げられたことによっても、国民健康保険税の軽減判定に不利益が生じないように見直しを行うものです。

また、すみません、88ページの条例案要綱に戻っていただきたいと思います。2の附則ですが、（1）として、この条例は、令和3年1月1日から施行すること。（2）として、改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとします。

なお、89ページから92ページまでの新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか、ないですか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第157号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第159号議案、豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） 議案の99ページをご覧ください。第159号議案、豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

102ページのほうをご覧ください。本案は、豊岡市立日高共同作業所を廃止するため、豊岡市立日高共同作業所に関する規定を条例から削除するものであり、また、当該廃止により、竹野心身障害者小規模通所作業所に係る規定の整備を行うものでございます。

また、附則で、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、指定管理施設であります日高共同作業所につきましては、施設の老朽化により、2020年度末をもって指定管理を終了することとしています。指定管理終了後は、現指定管理者である法人より引き続き、現在地での建て替え整備が予定されております。

103ページをご覧ください。条例新旧対照表でございます。本条例は、竹野心身障害者小規模通所作業所と日高共同作業所の2か所の作業所の設置及び管理に関して規定された条例でございます。日高共同作業所を削除するため、竹野心身障害者小規模通所作業所1か所となりますことから、第2条の名称と位置につきましては、「別表の」を「次に掲げる」に改め、同条に名称及び位置の各号を加えています。

次に、第4条の休所日及び開所時間につきましては、他の設管条例に合わせまして、具体的に第4条には休所日を、第5条には開所時間を規定している

ものでございます。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（青山 憲司） すみません。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） ちょっと教えていただきたいんですわ。今の日高共同作業所は、今の説明では、老朽化によって、新たに法人によって建て替えがされるということですが、この後の今の建物の取扱いだとかその辺りは、今の、どういうんですか、条例等についての取扱いはどうなるんですかね。そこんところを教えてください。

○委員長（上田 伴子） 原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） 残りしました建物につきましては、当面の間はその状態で残置、置いておくということです。といいますのが、土地の売買をするときの基本は、建物つきでの土地売買となります。したがって、そういう状態で売却をすることになるんですけれども、財政課のほうが所管するんですけれども、今すぐに売却というのはちょっと予定してないというふうには聞いております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） これは今の、じゃあ、一旦普通財産に移行して、建物つきで土地の売却ということ。今の法人によって今度は建て替えという、その場所とか、あるいは財政的なものとか市の関わり方っていうのはどのようになってくるんでしょうか。

○委員長（上田 伴子） 原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） まずは、その建て替えの場所につきましては、今の現在地よりも南側のほうです。そちらのほうに建て替え整備をしていただく予定にしております。

それから、財政的なものにつきましては、貸付になりますので貸付け支援を行います。貸付料に当たりましては、公共的団体で公益事業を行っていただけますので、減免というような扱いで進めていきたいというふうには思っております。

なお、建て替えされるまでの間につきましては、日高健康福祉センター、こちらのほうを仮移転先ということで、そちらのほうで、数か月の間はそこに移転をしていただくというふうを考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） すみません、もう1点だけ。今回この廃止されるということは、もう完全に市の手から放れるということで、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） 原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） はい、そのとおりでございます。以上です。

○委員（青山 憲司） はい、分かりました。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

○委員（青山 憲司） はい。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。いいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第159号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第160号議案、豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

武田参事。

○高年介護課参事（武田 満之） それでは、議案書105ページをご覧ください。第160号議案、豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

108ページをお願いいたします。改正の内容に

つきまして、条例案要綱によりご説明いたします。本議案は、竹野老人福祉センターを廃止するために必要な規定の整備をするものであり、竹野老人福祉センターに関する内容を削除しているものでございます。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、109ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

竹野老人福祉センターは、豊岡市公共施設再編計画の中で、現状での利用状況、建物の老朽状況、設置条件等を踏まえまして、廃止または譲渡を方向性としておりました。土地が借地であることから、将来的には更地にして所有者に返還する必要がございます。老人福祉センターの廃止に当たりまして、残された建物はすぐに除却、取壊しをするのではなく、耐用年数がある期間につきましては地域のために利活用していただくということで、普通財産とすることを予定しております。現在、地元自治会と竹野振興局が協議を進めております。

なお、これまで施設に事務所を置いておりました竹野町老人クラブ連合会、豊岡市シルバー人材センターにつきましては、竹野健康福祉センターに移転していただくことを了承していただいております。説明は以上でございます。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 今の建物の耐用年数はどれぐらいあるんですかね、あと。

○委員長（上田 伴子） 武田参事。

○高年介護課参事（武田 満之） 基本的には建物につきましては50年というようなことで償却資産の耐用年数を見ておまして、昭和60年に建物が建てられておりますので、現在35年経過しておりますので、あと15年間、基本的には使えるものということで考えております。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） ということは、これは普通財

産にして、今の竹野浜自治会と例えば振興局で協議をされてるということなんです、実際には今の借地ですので、今後も竹野浜自治会が受けられるということになれば、その借地契約とかそういったものは、今の地権者と竹野浜自治会にもう移行されるという考え方でよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） 武田参事。

○高年介護課参事（武田 満之） こちらにつきましては、建物自体の所有者は豊岡市となりますので、基本的な契約は豊岡市と所有者でさせていただいて、それに係る負担分を地元自治会に、負担金みたいな形で市に支払っていただくようなことで考えております。

○委員（青山 憲司） なるほどね。
もう1点。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） ちなみに今35年たったということですが、施設としてはもうかなり老朽化、建物自体が、してるというふうに思われるんですけども、これ、自治会に渡されるときに改修費用だとかそういったものは、もし建物の不具合があれば、あるいは建物として修繕する箇所が必要ということで自治会のほうが認めれば、市のほうとしては幾らか支援というんか、財政的な支援というのはできるのかどうか考えておられるのか、その辺りはいかがですか。

○委員長（上田 伴子） 武田参事。

○高年介護課参事（武田 満之） こちらにつきましては、定期点検等で今、不具合がある部分につきましては、今回12月補正で、安全性を確保する最低限の修繕は見込んで、予算に計上させていただいております。

あと、今後の大きなというか、ものにつきましてはまた今後協議なんですけれども、軽微な修繕は、地元で負担していただけるような形で利用させていただくということを考えております。

○委員（青山 憲司） はい、分かりました。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

○委員（青山 憲司） はい。

ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第160号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第162号議案、豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 119ページをご覧ください。第162号議案、豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。

本案は、五荘及び奈佐小並びに港東、それから港西小学校の統合に伴いまして、小学校及び放課後児童クラブの設置に関する規定を整備する必要があるために、提案するものでございます。

122ページをご覧ください。改正内容につきましては、条例案要綱によりましてご説明をさせていただきます。

1の(1)をご覧ください。奈佐小学校を廃止すること、それから港東小学校と港西小学校の統合によりまして名称を港小学校とし、学校の位置を定めるものでございます。(2)の放課後児童クラブにつきましては、小学校の位置に合わせて改正を行っています。

2の附則です。条例の施行を令和3年4月1日と

すること。それから学校施設の使用料は、奈佐小、それから港西小学校が普通財産となりますので、屋外運動場の照明施設から除外するものでございます。

その他につきましては、新旧対照表をご覧ください。説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第162号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第165号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 209ページをご覧ください。第165号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ425万3,000円を追加し、予算の総額を89億6,982万7,000円とするものです。

また、第2条では債務負担行為を設定をしています。

220、221ページをご覧ください。歳出の内容につきましてご説明します。一番上の枠、一般管理費の委託料319万7,000円の増額は、税制改正に伴うシステム改修費です。

その下、特定健康診査等事業費の職員手当等7万8,000円の減額は、人件費に係るものです。

その下、財政調整基金積立金の積立金113万4,000円の増額は、県支出金や一般会計繰入金を積算した後の剰余金を、財政調整基金に積み立てるものです。

1ページ戻っていただきまして、218、219ページをご覧ください。歳入の内容をご説明いたします。一番上の枠、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分7万8,000円の減額は、人件費に係るものです。

その下、保険給付費等交付金の特別交付金226万円の減額は、令和2年度の特定健康診査等負担金が確定したことによるものです。

その下、一般会計繰入金の659万1,000円の増額は、職員給与費等繰入金と本年度の財政安定化支援事業交付税が確定したことによるものです。

次に、債務負担行為の設定です。212ページをご覧ください。特定健康診査業務で毎年実施しておりますすこやか健診について、令和3年度の事業実施に当たり、今年度中に契約を締結する必要があることから債務負担行為を設定するもので、期間を令和3年度、限度額を4,733万円と定めるものです。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 1点、今の債務負担行為ですが、今年度ご存じのように新型コロナウイルスの感染症によって、かなり健診を受けられる方にも不利益というか、希望はしておいても受けられなかったという方もおられると思うんですけども、来年度の予算について、その辺りの特徴的なところをちょっと説明をお願いできませんか。

○委員長（上田 伴子） 宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） 今のすこやか市民健診の分です。今年度は、確かに感染症予防ということで、かなり対象者の方にはご迷惑かけたなと思っております。次年度を計画する中で、今年度は日程の変更がちょっとできなかったということがあり

ます。それを次年度は日程の変更をできるような形にしたいなと思います。

ただ、当日の追加です。今までだったら当日受けたい分を追加というのができてたんですが、今回から、次年度もですけども、こちらのほうの要は段取りというか、密にさせないというような状況もありますので、追加はやはり次年度もできないということ。

それから、あと腹部超音波検査、エコーの部分が、どうしてもあそこは時間がかかって密になりますので、40歳以上の偶数年の方ということで、ちょっと半分半分、2年に1回という形で考えております。

それとあと、例年なら2次募集といいまして、1回募集した後、募集をかけてたんですが、それもやはりもう1回で、限られた人数になりますので、2次募集は実施しないというようなのが主な状況です。以上です。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

○委員（青山 憲司） はい、よろしいですよ。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第165号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、166号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、225ページをご覧ください。第166号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正

予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万4,000円を追加し、総額をそれぞれ8,803万4,000円とするものです。

主な内容については事項別明細書でご説明いたしますので、237ページをお願いします。まず、歳出の内訳ですが、一番上の枠になりますが、総務費は、人件費の調整による減額と、一般管理費として、新型コロナウイルスなど感染症への対策として、診療所の網戸の修繕などを追加するものです。

その下の枠ですが、医業費については、医療用機器の借り上げのほか、新型コロナウイルスなど感染症への対策として、医療用ガウンなどの購入や空気清浄機などの医療用備品の購入を追加するものです。

戻っていただいて、234ページをお願いします。歳入の内訳ですが、診療収入につきましては、医療用機器借り上げに対応した診療報酬の増額になります。

繰入金の減額は人件費の調整に伴うもので、諸収入の増額は新型コロナウイルス感染症対策への補助金ということで上げております。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第166号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第167号議案、令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 241ページをご覧ください。第167号議案、令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596万2,000円を追加し、予算の総額を13億1,231万円とするものです。

252、253ページをご覧ください。歳出の内容についてご説明いたします。一般管理費の委託料596万2,000円の増額は、税制改正に伴うシステム改修費です。

1ページ戻っていただきまして、250、251ページをご覧ください、歳入です。上の枠、事務費繰入金の477万円及びその下の後期高齢者医療事業費補助金の119万2,000円の増額は、歳出で説明しましたシステム改修費に係る事務費繰入金及び国庫補助金です。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第167号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第168号議案、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、255ページをお願いいたします。第168号議案、令和2

年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万9,000円を追加し、総額をそれぞれ104億6,221万8,000円とするものです。

主な内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。266ページをお願いいたします。まず、歳出ですが、総務費の補正は、2021年度の介護保険法改正に対応するための介護保険システム改修業務に係る増額と、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴います要介護認定の更新申請者に対する取扱いの変更により、主治医意見書作成手数料のほうが必要となった金額を減額しようとするものです。

また、次の地域支援事業費の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による玄さん元気教室の休止に伴う指導員の人件費等を減額しようとするものです。

次に、歳入をご説明いたします。戻っていただき、264ページをお願いします。上の枠、国庫補助金では、今年6月で補正いただきました、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる場合の介護保険料の減免に対しまして、特別調整交付金のほうが10分の10の割合で当たるとしておりましたけれども、10分の6が介護保険災害等臨時特例補助金のほうで手当てされますので、予算のほうを振り替えるものです。

また、2行目の介護保険事業費補助金につきましては、歳出補正の介護保険システム改修業務に係る補助金見込額です。

一般会計繰入金は、歳出における総務費及び地域支援事業費の増減に対しまして補正を行うものです。

また、雑入の減額につきましては、一般介護予防事業の中止に伴う参加者負担金でございます。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第168号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第169号議案、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、269ページをご覧ください。第169号議案、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万3,000円を追加し、総額をそれぞれ3億1,072万4,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、282ページ、283ページをご覧ください。まず、歳出の内訳ですが、一番上の休日急病診療所費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施した工事の入札減に伴う減額と、新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機などの備品の購入に伴う増額です。

次の森本診療所費から287ページの高橋診療所費につきましても、人件費の調整のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機などの備品の購入に伴う増額としております。

最後の但東歯科診療所費につきましては、以前実施した対策経費について補助金を充てるため、財源更正を行うものです。

戻っていただいて、278ページをお願いします。

歳入の内訳ですが、休日急病診療所以下、各診療所について、一般会計からの繰入金金の調整と新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金の増額を行っています。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第169号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。休憩取りますので。（発言する者あり）どうぞ、トイレとかいいですか。（「再開は何時」と呼ぶ者あり）再開、すぐです。（発言する者あり）再開は10時30分です。

午前10時17分 委員会休憩

午前10時27分 分科会開会

○分科会長（上田 伴子） それでは、ただいまより文教民生分科会を開会いたします。

まず、第164号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で一気に説明をお願いいたします。

なお、説明は、歳出、続いて所管に係る歳入、債務負担行為、最後に地方債の順でお願いいたします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、全部署の説明が終わった後に一括して行います。

それでは、地域コミュニティ振興部から説明をお願いします。

はい。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、資料は161ページをご覧ください。説明欄の一番上でございます市民プラザ管理費127万5,000円の減額は、アイティ管理組合法人が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたテナントを支援するために共益費を減額されたことによるものです。

その3つ下の枠でございます。子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費44万2,000円の減額は、新型コロナウイルスによる事業縮小に伴う不用額を減額するものです。

資料は167ページをご覧ください。上の枠の中ほどです。人権対策事業費12万2,000円の減額ですが、こちらのほうは、その下、市民ふれあいのつどい事業費6万2,000円の減額、この2つ、いずれも新型コロナウイルスにより事業の中止及び縮小に伴う不用額を減額するものです。

続きまして、資料は187ページをご覧ください。一番下2つです。生涯学習サロン整備事業費78万3,000円は、アイティ4階の取得に伴いまして、取得以後、それから年度末に係る共益費、こちらのほうを予算措置するものです。

さらに、その下、人権教育推進事業費100万4,000円の減額ですが、新型コロナウイルスによる事業の中止及び縮小に伴う不用額を減額するものです。

続きまして、189ページをお願いいたします。上から3つ目の青少年健全育成事業費15万円の減額と、そのページの一番下でございますが、植村直己冒険館事業費72万円の減額は、いずれも新型コロナウイルスによる事業の中止に伴う不用額を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。議案書151ページをお願いいたします。説明欄の下から2つ目の文化芸術振興費補助金86万7,000円減額のうち14万7,000円は、子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費の減額に伴うものです。

続いて、153ページをお願いいたします。下から2つ目、インターネット利用基準作成支援事業費

補助金7万5,000円の減額ですが、こちらは青少年健全育成事業費の減額に伴うものです。

続きまして、155ページをお願いいたします。大きな枠の2つ目の一番上、地域振興基金の繰入金408万9,000円の減額に、アイティ4階取得に伴う、取得から年度末に係ります共益費の財源78万3,000円を含んでおります。

それから、議案書157ページをお願いいたします。説明欄一番上の参加者負担金のうち人権学習講座の3万円の減額ですが、こちら人も人権対策事業費の減額に伴うものです。

それから、議案書142ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。上から7行目でございます。子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費につきましては、令和3年度の開催に向けまして、委託協議、それから開催案内を年度内に着手する必要があるために、限度額705万8,000円を設定するものでございます。

それから、その表の下から3つ目でございます。市民プラザ指定管理料、こちらにつきましては、令和3年度から7年度の指定管理料について限度額1億8,611万5,000円を設定するものです。

生涯学習課からは以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい。

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、159ページをお願いいたします。上から2つ目の枠でございます。基金管理費、財政調整基金積立金655万円のうち25万円が文化振興課の分でございます。これは書道団体からいただいた寄附金でございます。全額基金に積み立てるものです。

続きまして、189ページお願いします。下から2つ目の枠、市民会館等自主事業費153万7,000円の減、すぐ下の枠です、美術館事業費54万8,000円の減額です。いずれも、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業の中止及び事業の縮小による不用額の減額でございます。

続いて、歳入です。151ページ、戻っていただけますでしょうか。151ページの一番上でございます。美術館入館料60万円の減額です。これも、

コロナ感染症対策のために臨時休館措置、それから企画展の期間中の入館者の減少により減額をするものです。

それから、同じページの下から2つ目の枠で、文化芸術振興費補助金です。この86万7,000円のうち文化振興課は72万円で、先ほどの市民会館実施事業中止に伴う補助金の減額でございます。

続いて、債務負担行為の説明です。142ページお願いいたします。上から8つ目の行でございます。文化芸術創造交流事業費、令和3年度39万9,000円です。これは、来年度の事業につきまして、年度当初から事業実施予定のため、パンフレット作成経費の一部を計上しております。

次に、下から6行目です。市民会館の自主事業です。2,215万5,000円を上げております。市民会館で来年度予定しております事業を一括で上げさせていただいております。来年度も学校訪問コンサートや音楽レクチャーなどを予定しており、事業者との協議、開催案内の作成など今年度から着手する必要があるため、計上させていただいております。

続いて、文化財室から説明いたします。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○文化振興課参事（橋本 明宏） 私からは、文化財室分についてご説明をいたします。内容は、但馬国分寺跡整備事業の用地買収の進捗に伴う過不足の補正でございます。

まず、歳出では、189ページをお願いします。説明欄、上から2つ目の但馬国分寺跡整備事業費でございます。土地購入費の残額を減額しまして、物件補償費の不足額を増額するもので、差引き612万3,000円の増額です。主な要因としましては、外観や登記簿などの事前調査では把握できなかった建物内部の増改築ですとか、土蔵などの耐火補強が行われていたことによるものです。

続いて、歳入になります。国庫補助です。151ページをお願いします。説明欄、一番下から2つ目でございます。史跡等購入費補助金で、増額しました額の8割の489万7,000円の補助を国から

いただく予定です。

続いて、県補助でございます。153ページをお願いします。説明欄、上から3つ目の枠の一番下でございます。同じく史跡等購入費補助金で、国庫補助を差し引いた残りの3分の1、40万8,000円の補助をいただく予定でございます。

私からは以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 189ページをご覧ください。下から3つ目でございます。新文化会館整備事業費1,700万円の減額でございます。これにつきましては、基本設計業務の入札残の減額となります。

続いて、歳入でございます。155ページをご覧ください。上から2つ目の大きな枠の中、真ん中でございます。公共施設整備基金繰入金1,700万円の減額でございます。以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） 池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 191ページをお願いします。上の枠の保健体育総務費の設置工事費の減額ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、社会体育施設等に設置しました網戸等の入札による不用額になります。

次の生涯スポーツ振興事業費は、各地域体育協会に委託をしています各種大会の中止に伴う委託料の減額と、県大会以上の大会出場に派遣補助をしていますけれども、その補助金の執行見込額による減額になります。

次のボート推進事業費ですが、全国中学新人競漕大会をオンラインによるエルゴマシン大会に変更したもので、実行委員会への補助金を減額するものです。

次のオリンピック・パラリンピック推進事業費は2つの実行委員会への負担金ですが、正式に来年度の日程が発表されましたので、今年度の予算を減額して、改めて来年度に向けての債務負担をお願いするものです。

すみません、歳入、157ページをお願いします。上の枠の一番下の精算金です。神鍋マラソン全国大

会実行委員会を解散しましたので、その精算金になります。

一番下の枠の過疎対策事業債の670万円の減額は、とよおか2020スポーツ実行委員会の負担金の減額に伴うものです。

次、142ページをお願いします。債務負担行為補正です。一番下から5枠目、オリンピック・パラリンピック推進事業費ですが、ボート競技におけるドイツチーム、スイスチームの事前合宿の受入れ、聖火リレーの豊岡市内での実施に向けて設立しましたとよおか2020スポーツ実行委員会及び東京2020オリンピック聖火リレー豊岡市実行委員会に対する負担金として、1,604万4,000円を限度額とする債務負担をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対策について、現在、国において新型コロナウイルス感染症対策調整会議が設置されて、選手等の滞在期間中における検査を含めた健康管理のほか、様々な対策が検討されています。本市としても、この会議の結果に従い、ドイツ、スイスのボート代表チームが心置きなく大会に集中できるよう、適切な対応を行いたいと考えております。感染症対策に必要な予算については、3月定例議会に提出する予定としております。

それから、一番下の玄武洞スポーツ公園指定管理料は、来年度から指定管理として3年間の期間における債務負担をお願いします。

143ページをお願いします。地方債補正です。一番下の過疎対策事業債の670万円の減額ですが、オリンピック・パラリンピック推進事業費の減額によるものです。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 165ページをご覧ください。一番上の枠の説明欄、上から2行目、会計年度任用職員の報酬、その他社会保険料など、合計88万2,000円の増額は、日高振興局市民福祉課のマイナンバーカード交付に係る会計年度任用職員の人件費です。なお、この人件費は全額国庫補助

です。

続いて、同じ枠の下から6行目、戸籍住民基本台帳事務費943万8,000円の増額は、住民基本台帳システム及び戸籍総合システムのシステム改修費と、マイナンバーカード申請に使用しますタブレットの借り上げ料とモバイルルーター代です。こちらも全て全額国庫補助です。

続いて、真ん中の枠です。説明欄の人口動態調査費7,000円の増は、令和2年度の人口動態統計調査の委託費が確定したことによるものです。

次に、167ページをご覧ください。上の枠の説明欄、1行目、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金の659万1,000円の増額は、国保システムの改修費に伴うものと、令和2年度の国保財政安定化支援事業交付税の確定による繰出金です。

次に、その下の枠、説明欄、上から6行目、後期高齢者医療事業費負担金494万2,000円の減額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合に支払う今年度の共通経費負担金が確定したことによるものです。

その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の477万円の増額は、システム改修費に伴う繰出金です。

歳出は以上です。

次に、歳入です。151ページをご覧ください。3つ目の枠の総務管理費補助金の説明欄、一番上の行の社会保障・税番号制度システム整備費補助金890万1,000円の増額は、歳出で説明しました住民基本台帳、戸籍総合システムのシステム改修費の補助金です。

その下の個人番号カード交付事務費補助金282万3,000円の減額は、人件費の減額及び、歳出で説明しました、マイナンバーカード申請に使用しますタブレットの借り上げ料とモバイルルーター代の増額です。

その下、個人番号カード利用環境整備費補助金88万1,000円の増額は、日高振興局市民福祉課の会計年度任用職員の人件費です。

次に、153ページをご覧ください。一番下の枠、人口動態調査事務委託金7,000円の増は、令和2年度の委託費が確定したことによるものです。

次に、157ページをご覧ください。上の枠の説明欄、下から5行目、返納金1,298万1,000円の増額は、令和元年度、兵庫県後期高齢者医療広域連合に支払った療養給付費負担金が確定したことにより精算され、返還金として返納されます。

市民課は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） まずは、歳出からです。173ページをお願いいたします。下の枠のじんかい処理費の負担金、補助及び交付金です。これは、北但行政事務組合の予算において、前年度、2019年度の決算の繰越金の確定により負担金が減額されたことによるものです。

次は債務負担行為です。31ページ戻っていただきまして、142ページをお願いいたします。

本議会では3件の債務負担行為をお願いしております。1件目です。上から6行目の指定ごみ袋等作製業務です。指定ごみ袋は年度当初から必要であり、また、入札結果で業者が替わった場合の引継ぎ期間を考慮し、1月末をめぐりに入札を行うための債務負担行為です。

続きまして、2件目の豊岡最終処分場運転維持管理業務及び3件目の豊岡第2清掃センター運転維持管理業務です。10行目と11行目に記載しております。本業務につきましても、業務委託に係る入札結果で業者が替わった場合の引継ぎ期間を考慮し、1月末をめぐりに入札を行うための債務負担行為です。なお、この2つの業務は内容が類似し、場所も近いことから、経費節減を図るために、これまでから同一業務として入札を行っています。

市民生活部からは以上です。

○分科会長（上田 伴子） 原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） 165ページをお願いいたします。一番下、福祉総合システム改修業務委託料174万9,000円です。2021年度に予定されております報酬改定等への対応のために

必要な改修を行うものでございます。

続きまして、167ページをお願いいたします。上から9行目辺りです。2枠目の3行目、在宅障害者一時的受入事業費57万4,000円でございます。この事業は県により体制整備がなされたもので、在宅障害者の家族が新型コロナの陽性となり、障害者が孤立した場合に、その障害者を一時的に受け入れた施設、県内に3か所程度整備される予定でございますが、この受入れ施設に対して専従職員への人件費分を補助金として支援する事業でございます。万一の事態を想定して、1事例分を計上するものです。なお、負担割合は、県が2分の1、市が2分の1となっております。

真ん中辺りの障害者（児）自立支援給付事業費の手数料5万8,000円及び障害福祉サービス費の2,391万3,000円についてでございます。障害福祉サービスの介護給付及び訓練給付の利用者が増加する見込みでありますことから、不足する経費を計上するものでございます。なお、手数料につきましても、サービス費増加に伴い、国保連の事務処理手数料が増加するために、不足分を計上するものでございます。

続いて、その下の地域生活支援事業費の日常生活用具給付費144万7,000円及び訪問入浴サービス費の337万7,000円についてでございます。紙おむつなどの日常生活用具及び訪問入浴サービスの利用者が増える見込みであるため、不足する経費を計上するものでございます。

続きまして、171ページをお願いいたします。171ページ、上から8行目辺りです。母子生活支援施設入所者支援費の237万6,000円でございます。DV等から母子を保護するため施設入所する母子世帯の増加及び増加見込みによりまして、不足する経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入です。151ページをお願いいたします。151ページ、2つ目の枠、障害者（児）自立支援給付費負担金1,195万6,000円です。先ほど歳出で説明いたしました障害者自立支援給付事業費に係ります国庫負担金、負担率2分の1

でございます。

その下の母子生活支援施設措置費負担金118万7,000円です。こちら、先ほど歳出で説明しました母子生活支援施設入所者支援費に対します国庫負担金、負担率2分の1でございます。

続きまして、3枠目の上から4行目辺り、障害者地域生活支援事業費補助金151万9,000円です。こちら、先ほど歳出で説明いたしました日常生活用具給付費及び訪問入浴サービス費に対する国庫補助金でございます。

その下の障害者総合支援事業費補助金76万円についてです。こちら、先ほど説明いたしました福祉総合システム改修費に係る国庫補助金でございます。

その下の介護保険指定機関等管理システム改修事業費補助金6万3,000円についてです。これは、当初予算で計上しておりました介護保険指定機関等管理システム改修事業費に伴います国庫補助金でございます。補助金額の内示を受けての歳入補正でございます。

続きまして、153ページ、2枠目をお願いいたします。障害者（児）自立支援給付費負担金597万8,000円でございます。こちら、先ほど説明いたしました障害者自立支援給付事業費に係る県負担金でございます。

その下の母子生活支援施設措置費負担金59万4,000円、こちらは母子生活支援施設入所者支援費に対します県の負担金でございます。

それから、3枠目の一番上、障害者地域生活支援事業費補助金75万7,000円です。こちら、先ほど説明いたしました日常生活用具給付費及び訪問入浴サービスに対する県補助金でございます。

最後に、その下の在宅障害者一時的受入事業費補助金28万7,000円です。こちらは、在宅障害者一時的受入事業費の補助金57万4,000円に対する県補助金でございます。

社会福祉課は以上です。

○分科会長（上田 伴子） 武田参事。

○高年介護課参事（武田 満之） 高年介護課の関係

分について説明させていただきたいと思います。

歳出です。167ページ、一番下の枠、老人福祉総務費をご覧ください。4行目です。介護保険事業の補正に伴う介護保険事業特別会計繰出金88万6,000円増額補正をさせていただいております。

下から2行目、長寿祝福事業費16万3,000円の減額です。9月に実施しました長寿祝福事業につきまして、今年度分の事業が終了しましたので、記念品代等の代金が精算できましたので、減額させていただいております。

169ページをご覧ください。一番上の大きな枠、上から4行目です。竹野老人福祉センター管理費の修繕料です。こちらにつきましては、特定建築物定期調査報告におきまして、玄関ひさし部分の防水シートが剥離していること、あと非常用照明のバッテリー交換の指摘のあったことなどから、安全で適切な管理を行うために、修繕費用としまして146万1,000円を計上しております。

その下の行、民間老人福祉施設助成事業費96万円は、民間高齢者福祉施設に対する防災設備強化を図るための改修工事の補助金であり、96万円を計上しております。具体的な補助施設につきましては、但東町に設置されておりますグループホームこころを予定しており、災害時の安全な避難経路を確保するために、既存建物2棟の間に渡り廊下を設置する費用を対象としております。

歳入です。151ページ、大きい枠の3枠目、上から7行目、地域介護・福祉空間整備等交付金96万円です。先ほど歳出で説明しました民間老人福祉施設助成事業費の補助金全額を国庫補助金で対応することとしております。

説明は以上です。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、169ページをお願いします。一番上、玄さん元気教室奨励金についてですが、現在までの申請状況から減額としているものです。

次に、173ページをお願いします。一番上、人件費については、新型コロナウイルスの影響による事業の中止や縮小により減額するものです。

その下、健康診査事業費ですが、結核検診については、受検者が昨年度比2.1倍に増えているため増額としていますが、すこやか市民健診の分を減額していますので、結果として全体としては減額補正となっております。

その下、母子保健事業費は、事業費の精算に伴う国庫への返納金になります。

その下、公立豊岡病院組合負担金については、ドクターカーの運営経費が確定しましたので、それに伴う減額としております。

その下、診療所管理費については、合橋診療所の内視鏡データの記録装置等を更新するものになります。

歳出は以上です。

続きまして、155ページ、歳入をお願いします。一番下の枠の上です。予防歯科弁償金については、幼児健診等でフッ素の塗布を行っていましたが、感染症リスク高くなるってということということから今回中止しましたので、個人負担分を減額しております。

次に、157ページをお願いします。上の枠の上から5行目、兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金ですが、後期高齢者に対する基本健診分の補助金を減額しております。

その下の枠の一番上、保健施設整備事業債ですが、合橋診療所の内視鏡データ記録装置等の更新に伴う市債になります。

戻っていただいて、142ページをお願いします。債務負担行為の補正ですが、上から9番目のすこやか市民健診業務について、健診委託業者など、契約等の手配が必要なため計上しております。令和3年度が期間で、限度額は1億3,615万円になります。

次に、143ページ、地方債の補正ですが、上から2行目、合橋診療所ですが、医療機器の購入に伴い、増額しております。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） それでは、教育委員

会に入ります。

159ページをご覧ください。真ん中の枠の基金管理費です。財政調整基金積立金655万円のうち630万円が教育総務課分になります。教育振興のための積立金になります。

その下の20万円ですけども、これは奨学金の財源とするためのものがございます。

次に、185ページをご覧ください。小学校の施設管理費になります。業務委託料になりますが、情報機器設定業務につきましては、小学校の1年生から3年生のタブレットに係るものがございます。

その下の物品移転につきましては、奈佐小と港西小学校の廃校に係る分になります。

その下、整備工事費ですけども、特別支援学級を新設するために、エアコン設置が必要になります学校が3つありまして、八条小、中竹野小、それから清滝小、その他手すりの設置が三方小になります。

次に、補修工事費です。舗装とありますけども、奈佐小から五荘にスクールバスを走らせる必要がありますために、奥岩井のバス回転場を舗装するための工事費になります。

続きまして、187ページの一番上の枠をご覧ください。中学校の施設管理費になります。こちらは委託料の減額をしておりますが、小学校費に組み替えて、小学校の1年生から3年生のタブレットの設定を行うためのものの減額です。

その下の整備工事費ですが、特別支援学級の新設に伴いまして、中学校についてもエアコンの設置が必要になる学校がございます。日高西、それから港、出石中に係るものがございます。その他手すり、段差解消の工事は港中学校で行う予定にしております。

次に、歳入でございます。155ページをご覧ください。一番上のほうになりますが、奨学基金の寄附金につきましては個人からのものがございます。奨学金に対する寄附になります。

その下の設備整備寄附金も個人からの寄附になっておりまして、日高東中と豊岡南中学校に、教育の振興のために寄附をいただいたものございま

す。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） まず、161ページをご覧ください。一番下の枠になりますが、下から8行目、英語教育推進事業費、これについては、契約するはずであったALT5人のうち、新型コロナの影響で2人しか契約できませんでした。そこで、3人分の派遣契約料を減額するものでございます。

次に、185ページをご覧ください。1つ目の枠の学校振興事業費になります。これは、修学旅行の春から秋の延期に伴う保護者経費の負担増額の支援を予定しておりましたが、保護者増額はありませんでしたので、減額をするものとしております。ただ、行き先を但馬内に変更した中学校が3校あります。豊岡南中学校、港中学校、それから竹野中学校です。この3校につきましては、企画料というものが発生しております。そこで、この企画料については負担をしていきたいと考えておりますが、この振興事業費は使いませんので、中学校部活動大会出場費というのがございます。これは、今年度コロナの影響によって大会が開催されなかったために、そこからの流用をさせていただきたいというふうに考えております。

同じく2枠目の学校運営事業費、これは、小学校分の冷却タオルや日傘、この熱中症対策に係るお金を使った残りの不用額の減額になります。

一番下の枠、学校運営事業費、同じくこれは中学校での不用額の減額となります。

続いて、歳入の分になりますが、151ページをご覧ください。下から3枠目になります。まず、学校保健特別対策事業費補助金、これが先ほど説明しました修学旅行の支援の減額分になります。

続いて、その下の学校教育活動再開支援事業費補助金、これにつきましては、先ほど説明いたしました熱中症対策等の不用額の補助金の減額となっております。

続いて、債務負担行為の説明をさせていただきます。142ページをご覧ください。下から6枠目、

通学バス運行管理業務1, 136万2, 000円計上しておりますが、これは、港東、港西小学校の統合に伴いまして港小学校になります。そこでスクールバスによる通学を行いますので、つけさせていただきました。以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） それでは、169ページをお願いします。下の枠の1つ目でございます。人件費、会計年度任用職員報酬、補助員ですけれども、こちらのほうは子育てセンター補助員の報酬で、最低賃金の改定に伴いまして、無資格者は905円、それから有資格者は995円に、それぞれ5円の報酬単価の見直しを行うことに伴います増額です。

その下、児童福祉総務費です。国庫負担金等精算返納金でございます。これは、令和元年度の事業の実績に基づく精算によるものです。国庫負担金返納金の主なものは、子ども・子育て支援交付金返納金の1, 156万6, 000円、それから子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返納金の114万3, 000円、子育てのための施設等利用給付交付金返納金の46万6, 000円などでございます。それから、県負担金返納金につきましては、子育てのための施設等利用給付交付金の県負担分の返納金になります。

その下、人件費でございます。会計年度任用職員の報酬につきましては、こちらのほうは放課後児童クラブの補助員の報酬で、こちらも最低賃金の改定に伴いまして、無資格者は905円、それから有資格者は995円にそれぞれ5円、単価見直しを行ったことに伴います増額です。

その下の枠の私立保育園等振興事業費、障害児保育事業費補助金でございますけれども、これは、特別な支援が必要な障害児の受入に伴います、定数外の保育士等の加配に係る経費に対して補助するものでございます。重度、中度の障害児が9人で、当初の見込みと比べまして5人増、それから軽度障害児のほうは25人で1人増えたことなどにより増額でございます。

説明のほうは以上で全て終わりです。以上です。

○分科会長（上田 伴子） それでは、説明は終わりました。

質疑はありませんか、ないですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、第164号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第175号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

当局の説明は、課単位で一気に説明をお願いいたします。

なお、説明は、歳出、続いて所管に係る歳入の順でお願いいたします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

それでは、社会福祉課から説明をお願いいたします。

原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） 今回のこの事業につきましては、社会福祉課と子ども教育課の2課にまたがりませんが、関連しておりますので、私のほうが一括して説明をさせていただきますので、ご了承ください。

まず、事業内容を説明をさせていただきます、その後、補正予算について説明をさせていただきます。

それでは、お手元のほうに令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策補正予算予算総括表、こちらのほうをご覧いただきたいと思えます。（「18、19が載ってるやつ。」と呼ぶ者あり）令和2年度の予算総括表です。（発言する者あり）の5ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回の補正予算額につきましては、5,114万4,000円でございます。事業目的、趣旨でございますが、まず1点目が、新型コロナウイルスの感染症の影響が続く中、ひとり親家庭につきましては、依然として生活実態が厳しい状況であるため、国の対策を受けて、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給するものでございます。

また、もう一つは、ひとり親世帯臨時特別給付金に準じまして、市独自で実施しております就学援助費受給世帯等を対象としました就学援助費受給世帯等臨時特別給付金と就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金、こちらにつきましても、同様に再支給を行うものでございます。

続いて、事業の内容でございます。まず、対象者でございますが、12月11日時点で、既に前回実施しました以下の各給付金のいずれかの要件に該当し、給付金の支給を受けた方でございます。こういった方は申請は不要でございます。なお、米印にありますように、2020年の12月の11日時点で、まだ前回の給付金の申請を行っていない方につきましては、その給付金の申請の際に、併せて今回の再支給分の申請をすることにより支給するものでございます。

まず、対象者、1つ目です。ひとり親世帯臨時特別給付金、こちら国10分の10の補助でございますけれども、以下に掲げております3つのパターン、1つは、6月分の児童扶養手当の支給を受けている方、2つ目が、公的年金給付等を受けることによって児童扶養手当の支給を受けていない方、3つ目が、今回の感染症の影響を受けて家計が急変した方、こういった方が対象でございます。

続きまして、大きな2つ目としましては、就学援助費受給世帯等臨時特別給付金、市独自でございます。3通りのパターンがございます。1つは、5月の31日時点における就学援助費の支給を受けている方、2つ目として、2018年中の所得が就学援助費を受給している方と同じ水準の方、3つ目としまして、今回の感染症の影響を受けて家計が急変した方でございます。

最後に、大きな3つ目としまして、就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金でございます。市独自の分でございます。これにつきましては、9月議会でお認めいただきました給付金でございます。6月の1日から翌年の2月の26日までに出生した児童を養育する方のうち、次の方ということで、1つが、ひとり親世帯臨時特別給付金を受給または申請中の方、2つ目が、就学援助費受給世帯等臨時特別給付金を受給または申請中の方となっております。

続いて、6ページをお願いいたします。給付額でございます。こちらにつきましては、前回と一緒に1世帯5万円、児童が2人以上いる世帯につきましては、2人目以降1人につき3万円でございます。ただし、先ほど説明した新生児ですね、上記の対象者、3、新生児の給付を受けた方につきましては、児童1人につき3万円でございます。

支給の見込み件数でございます。1つ目のひとり親世帯の臨時特別給付金につきましては688世帯を見込んでおります。2つ目の就学援助費受給世帯等臨時特別給付金につきましては268世帯、3番目の新生児臨時特別給付金につきましては38世帯を見込んでおります。

支給時期でございます。既に申請、受給済みの方につきましては、12月の25日金曜日を予定しております。なお、12月の11日時点でまだ給付金の申請を行っていない方につきましては、年明け以降、順次速やかに支給をしていくこととしております。申請期限は、上記の、「上記」といいますのが対象者1番と2番です。こちらの給付金につきましては、2月26日が期限です。新生児の給付金については、3月の12日が期限となっております。

続きまして、補正予算のほうを説明させていただきます。議案書の15ページのほうをお願いしたいと思います。それでは、175号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第18号）をご説明させていただきます。

これは、ひとり親給付金事業費5,114万4,000円のうち、こども教育課分につきましては、

通信運搬費7万6,000円のうち1万1,000円と、就学援助費受給世帯給付金のうち861万円の合計862万1,000円分、こちらがこども教育課分になっております。残りの4,252万3,000円分が社会福祉課対応分となっております。

まず、下から4行目、交付金5,096万5,000円の考え方についてでございますが、前回の6月及び9月補正でお認めいただきました給付金の実績見込額から勘案しまして、不足する額を今回の補正額としております。交付金5,096万5,000円のうち、ひとり親世帯給付金は2,182万5,000円、10分の10の国庫補助でございます。就学援助費受給世帯給付金2,806万円と新生児の臨時特別給付金108万円、これについては市独自の分でございます。

また、事務費のほうでございますけれども、消耗品費から手数料までの事務費のうち、通信運搬費7万6,000円につきましては、該当者への通知に係る郵券代でございます。手数料7万7,000円は、金融機関への振込手数料でございます。事務費合計17万9,000円計上しておりますが、うち16万8,000円については10分の10の国庫補助でございます。

続きまして、歳入です。13ページをお願いいたします。1枠目の補助金2,199万3,000円につきましては、国の対策としてひとり親世帯への給付金で、先ほど説明しましたように、事務費16万8,000円と給付金2,182万5,000円に対します10分の10の国庫補助金でございます。

2枠目の前年度繰越金2,915万1,000円につきましては、市独自の就学援助費受給世帯と新生児に係ります給付金分でございます。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、第175号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第176号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

当局の説明は、課単位で一気に説明をお願いします。

なお、説明は、歳出、続いて所管に係る歳入の順でお願いいたします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

それでは、健康増進課から説明をお願いいたします。

宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、追加の議案書を、事項別明細書で説明いたしますので、29ページをお願いします。予防接種事業費ですが、全て新型コロナウイルスのワクチン接種に関するもので、ワクチン接種が可能となった場合、迅速に接種ができるよう、事前に準備するための予算となります。

手数料については、ワクチン接種に関する問合せに対応するため、専用の電話回線を設置するための手数料になります。

業務委託料ですが、まず、新型コロナウイルスワクチン接種券印刷等業務については、ワクチンの接種券や予診票などの印刷から封入までを委託する予定としております。

次に、健康管理システムの改修ですが、このシステムは予防接種台帳システムを兼ねていますので、接種情報の項目追加や接種券の再交付に対応するための改修を考えています。

戻っていただきまして、27ページをお願いします。歳入の内訳ですが、国庫からの補助金になりまして、10分の10になります。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか、ないですか。

では、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、第176号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託、また、分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、また、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言をお願いいたします。ないですか。

それでは、この後、引き続き報告事項に入りますので、社会福祉課、高年介護課を除く当局職員の皆さんはご退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

分科会を暫時休憩します。

午前11時21分 分科会休憩

午前11時23分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、（2）の報告事項についてです。

まず、健康福祉部社会福祉課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

豊岡市障害者福祉計画の策定についてお願いします。

原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、豊岡市障害者福祉計画の今、進行してるところです、進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、1ページです。現計画につきましては2020年度末で終了するために、障害者計画、第6期

障害福祉計画、第2期障害児福祉計画、この3つの計画を新たに策定をしているものでございます。

なお、障害者計画につきましては、2021年度から2026年度の6年間、期間は任意となっております。第6期と第2期の計画につきましては、2021年度から2023年度の3年間としております。これは、障害者総合支援法の中で規定されているものでございます。

策定の体制につきましては、現在、策定推進委員会を設置しております、この協議を進めているところでございます。現在までの委員会の開催状況とスケジュールでございますが、開催状況は6月23日を皮切りに4回程度行っております。

今後のスケジュールです。1月の12日に第5回の委員会を行いまして、計画案については最終協議をいただくと。1月の15日には、その委員会の正副委員長のほうから計画案を市長に報告していただきます。それを踏まえて、1月の20日から2月の3日の15日間、パブリックコメントを実施しようというふうに考えております。

計画の内容です。まず、計画の目的としまして基本理念ですが、これは現計画と同様で、障害のある人もない人もともに支え合い、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりとしております。今回の計画を策定するに当たって、(2)にありますアンケート調査を実施したり、(3)のグループインタビューを実施したり、次の2ページをご覧ください。豊岡市障害者自立支援協議会への意見聴取を行いまして、課題や提案などを取りまとめたところでございます。

課題につきましては、(5)の障害者福祉の主な課題として、9つに整理をしております。またご清覧いただきたいと思いますと思いますが、特に前回と違うところは、新たに設けたのは、オの障害者虐待等の防止とクの障害の早期発見から切れ目のない支援の充実、ケの関係機関による連携と情報共有、これを新たに新規で設けております。

具体的に、それぞれの計画のほうを説明をさせていただきます。

まず、豊岡市障害者計画でございます。3ページをご覧ください。こちらのほうでは、基本目標と基本施策と具体的な施策を上げております。ここは一部だけでございます。全体の施策は78ほどございます。うち新規が3件程度、拡充が16件程度で、残りが継続となっております。

主なもののみ説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

まず、基本目標、自己実現できるまちづくりでございますが、②の雇用、就労の促進のところでございます。こちらは拡充をしております。概要としましては、超短時間雇用など多様な働き方を推進して、市のほうの就労支援員によりまして企業開拓を行って、雇用、就労機会の拡充に取り組もうとしているものでございます。

続きまして、下の、いつ、どこでも相談できるまちづくりの、⑧相談体制情報提供の充実のところでございます。新規で上げております。こちらにつきましては、発達障害が疑われる大人の方やその家族が心理専門職等による専門相談を受けられるよう、相談体制の充実に努めようとしているものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。地域で生活できるまちづくりの目標の中で、⑫番、生活支援の充実、ライフプランを見据えた支援策の検討、これは新規で上げております。概要ですが、地域生活をする上での課題の全体像を踏まえて、障害のある人への具体的な支援策を分かりやすく提案できるように検討しようとしているものでございます。

続きまして、第6期の障害福祉計画と第2期の障害児の福祉計画について、5ページ、6ページで説明をさせていただきます。

まず、5ページは、障害者福祉計画でございます。こちらのほうは、成果目標と障害福祉サービス等の見込み量を定めたものとなっております。

まず、障害者でございます。(1)成果目標ということで主なものを上げておりますが、これは、次に掲げておりますア、イ、ウの項目ごとに、国の基本方針に基づきまして、2023年度末における目

標数値を設定しているものでございます。この目標数値の設定の考え方としましては、基準値がでございます。基準値というのが2019年度末の数字になりますけれども、ここから何%以上とか何倍以上とかということで、国のほうから示されている数値をクリアする数字を目標としておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

(2)の障害福祉サービス等の見込み量につきましては、これは2021年度から2023年度までの3か年の計画値を設定しております。

まず、訪問系サービスにつきましては、①の居宅介護と②の重度訪問介護、これは増加する見込みと考えております。とりわけこの居宅介護につきましては、非常にニーズは高く、支給決定者数も多いんですけども、ヘルパー不足というようなこともありまして、なかなか利用できない実態がありますので、必要なサービスが適切に受けられるよう、今後ヘルパーの確保によるサービス供給体制の充実を図る必要がございます。

続きまして、下の表の日中活動系サービスでございます。⑧の就労のA型と⑨のB型、⑩の就労定着支援、⑫の短期入所につきましては、それぞれニーズがございますので、向こう3年間につきましては増加する見込みとしております。とりわけ⑫の短期入所につきましては、現在ちょっと課題となっております、身近な場所で急変時の対応であるとかレスパイト、休憩ですね、こちらのレスパイトとしての利用ができる体制の整備が必要となっておりますので、こちらのほう、豊病と連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、6ページでございます。居住系サービス、⑬の共同生活援助が増加の見込みとなっております。この共同生活援助といいますのはグループホームでございますけれども、こちらは市内に24か所ございます。毎年新設されておりますけれども、このサービスはニーズが非常に高いということで、今後も増加傾向にあります。

続きまして、障害児でございます。成果目標につきましては、次のアからキに掲げておりますこの項

目につきまして、国の基本指針あるいは県の指標に基づいて、2023年度末までに達成することを目標とするものでございます。特にウとオでございます。ウは重症心身障害児を支援する事業所の確保1か所以上となっておりますし、オは医療的ケア児者を支援する事業所の確保1か所以上というふうに表示されておりますので、これを確保する必要が出てまいります。

(2)の見込み量についてでございます。⑲の児童発達支援と⑳の訪問・放課後等デイサービス、それから㉑の障害児相談支援につきましては、非常にニーズが高いということもありまして、この3か年、増加を見込んでおります。特にこの⑲番の児童発達支援につきましては、乳幼児健診時のスクリーニング実施に伴いまして、発達障害児の早期発見に取り組んでおりますことから、今後も増加傾向にあるというふうに考えております。

私のほうから、障害者福祉計画の策定に係る説明のほうは以上でございます。

○委員長(上田 伴子) 報告は終わりました。

これらの報告に対して、委員の皆さんで特に質問があればお願いいたします。質問等ありませんでしょうか。

それでは、社会福祉課の皆さん方につきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

なお、本件についての紙ベースの資料を、文教民生委員会委員以外の議員にも配付をお願いいたします。事務局に設置のレターケースへ入れてください。よろしくをお願いいたします。

次に、健康福祉部高年介護課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

恵後原課長。

○高年介護課長(恵後原孝一) 続きまして、老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況等につきましてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。策定検討委員会の開催状況です。区長連合会、福祉、介護、医療等の団体から選出いただきました17名の委員の方

で、今までに4回の計画策定検討委員会のほうを開催しております。

2ページをご覧ください。基本理念と基本目標なんですけれども、第8期の基本理念につきましては、第6期から引き続いたものとして周知を進めてきましたスローガン「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を継承したものとしています。また、その下の3つの基本目標につきましても継承いたします。内容に変更はございませんけれども、基本目標の1、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりでは、表現を一部変更しております。いきいきとの「と」が加わりました。

3ページをご覧ください。計画の期間につきましては、本計画は老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして、3年間を1期とした事業計画を策定することとなっております。

図をご覧ください。左端の第6期計画が始まります2015年度っていいますのは、団塊の世代と言われる方が65歳以上になられた年に当たります。この第6期計画以降は、10年後の2025年度を見据えた地域包括ケアを推進する長期的な計画としても位置づけられております。2025年度っていいますが、いわゆる団塊の世代、75歳以上ということになります。第8期計画の策定におきましては、国、県の基本方針で、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となられる2040年も見据えた上で策定するように示されております。

その下の今後のスケジュールですけれども、委員会をあと1回ないし2回開催させていただく中で、2月の中旬には計画案を報告いたしまして、パブリックコメントを実施したいと考えております。3月議会には介護保険条例の改正を上程させていただく予定にしております。

4ページをお願いします。この4ページは、計画策定の基礎データとなります本市の人口と高齢者の推移を掲載しております。オレンジ色の高齢者の人口につきましては、2025年度までは増加して、その後は緩やかに減少する見通しとなっております。

6ページをお願いします。日常生活圏域別の高齢者数です。豊岡、日高、出石圏域では、2025年度まで増加が見込まれて、豊岡圏域につきましては、その後も2040年度まで増加が続く見込みです。そのほかの地域につきましては、今後も緩やかな減少の見込みとなっております。

7ページです。要介護度別の認定者数でございます。認定者の約半数が要介護度1以下の、いわゆる軽度者となっております。介護予防による重度化予防や健康維持、回復が期待されているところでございます。

9ページをお願いします。計画の主な事業の方向性を掲載しております。

基本目標の1つ目、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりでは、ボランティア等による定期的な訪問や見守り活動等の地域の支え合いや高齢者の社会参加の各事業を推進して、地域づくりを進めます。

2つ目の高齢者が健やかに暮らせるまちづくりにおきましては、介護予防の支援事業のほうの推進をしていきます。

主な事業としましては、記載のとおりでございますけれども、高齢者の方の居宅生活の自立支援と介護予防、そして保険給付費の適正化のため支え合い事業、あと、玄さん元気教室等の一般介護予防支援事業のほうに今後も取り組んでまいります。認知症総合支援事業につきましては、集いの場を活用した正しい予防知識の普及啓発に取り組みます。

次の黒丸です。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、新たな事業でございます。

3つ目の高齢者が安心して暮らせるまちづくりでは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、いわゆるショートステイ等の在宅生活を支えるサービスの充実を図るようにしていきます。課題といたしまして、介護職等の専門職の人材確保や育成のほうが上げられておりましたので、こちらの方策を検討していくこととしております。

10ページをご覧ください。第8期計画の施設整備による基盤整備でございます。介護が必要な状態

になりましても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、小規模多機能型の居宅介護のような在宅生活を支える施設の整備充実を図っていきます。また、今後、増加が見込まれる認知症対策として、認知症対応型グループホームのほうも整備する計画としております。

これらの事業方針や基盤整備を踏まえましてサービス量を推計した給付見込みのほうで、今後、介護保険料のほうを積算していきます。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 報告は終わりました。

今の報告について、委員の皆さんで特に質問があればお願いします。ないですか。

芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） すみません。どうでもええことかも分からへんのやけど、グラフのところでね、2025年までは大体想像っていうことになるんやけど、2025年から2040年までは実線でぐいんと高くなつとるでしょう。しょうもないことか分からへんけど、想像であるならもう点線ぐらいにしといて、将来的に2040年になったら、団塊ジュニアが、何やったか、75になる年代なんだっけな……（「65歳」と呼ぶ者あり）65歳か、団塊ジュニアが65歳の年代やね、たしかね。そういう、どうでもいいことかも分からへんのやけど、ちょっとぐいんと上がつとるけれども、わあ、大変だなと、高齢化率がごつつ上がるんだねということは、人数的にもそうやけど、分かるんだけど、何かグラフが……。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 年数の間隔が全然違うので。

○委員（芦田 竹彦） そうそう、そうそう、年数間隔がちゃうところなるんだけどね、それまでは想像ということがあれば、点線ぐらいにしといたほうがええ。

すみません。

○委員長（上田 伴子） 意見でいいですか。

○委員（芦田 竹彦） はい、意見です。

○委員長（上田 伴子） それでは、意見とします。

ほかにはありませんか。

それでは、高年介護課の皆さんにつきましては、ここで退席していただいて結構です。

なお、本件についての資料については、紙ベースの資料を、文教民生委員会委員以外の議員へも配付をお願いいたします。事務局のレターケースに入れておいてください。よろしく願います。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）お疲れさまでした。

それでは、地域コミュニティ振興部新文化会館整備推進室から報告事項がありますので、お聞き取りください。

櫻田室長、どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） お配りしております資料の新文化会館整備事業の中間報告といたしまして、ホール客席の規模についてご報告させていただきたいと思っております。

まず、ホールの客席数を780席程度として、引き続き基本設計を進めていきたいと考えております。

ここで、基本計画に定めた整備方針というのをおさらいさせていただきたいと思っております。

まず、施設の規模です。基本計画に定めた施設の役割を果たすために、将来人口の減少を見据え、財政状況を勘案して、初期投資や維持管理コストを考えた、本市にふさわしい施設の規模としますということを受けまして、現施設が1,118席ございませうけれども、600席から800席に縮小するという方針を立てております。

2つ目に、施設の機能でございます。市内の類似文化施設と役割と機能を分担して、新文化会館については、音楽をベースに、様々な舞台芸術に対応する多機能のホールとしますという方針を受けて、プロセニウム形式の舞台として、客席は固定式の二層式としますという整備方針を立てております。

では、具体的に検討内容についてご説明させていただきます。

まず1つ目、建物の構造上の検討ということになります。まず、兵庫県の福祉のまちづくり条例など、

関係法令に定められている客席の通路の幅とか客席通路の階段の踏み幅、蹴上げ高さなどから決定したホールの客席の建物の大きさに、客席をレイアウトしていくという考え方になります。これによって、1階の客席は、約600席の座席が配置できるということになります。

2つ目に、例年開催されてる催事への影響ということで、まず着目したのが成人式です。二十歳を祝う会ということになりますけども、毎年この行事については、市内の在住者や、地元を離れた若者や、市内の在勤者の8割以上が一堂に会して出席するイベントでございます。将来人数については、住民基本台帳や過去の参加実績率から、開館後10年程度は650人から780人程度の参加が予測されます。これを受けて継続して開催できるように、780席程度の客席数を確保したいと考えております。

3つ目に、快適な客席空間の確保ということで、現施設は客席の前後の間隔や、いわゆる椅子の間口、幅ですね、これが狭く、長時間の鑑賞が非常に困難だったということもございます。これを受けて、ゆとりある客席空間を確保するために、現在の前後の間隔90センチを5センチ大きくして、椅子の間口、幅ですね、これを、49センチを54センチで5センチ改善したいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○委員長(上田 伴子) 報告は終わりました。

今の報告に対しまして、委員の皆さんで特に質問があればお願いいたします。ありませんか。

松井委員。

○委員(松井 正志) 客席空間の確保ということで、比較で、全空間を90から95に、49、54というふうに書いてあるんですけども、その前の90とか49っていうのはどういう意味の数字なんですか。

○委員長(上田 伴子) 櫻田課長。

○新文化会館整備推進室長(櫻田 務) 90センチっていうのが、座席と座席のことを書いてます。

○委員(松井 正志) それは分かるとる。そもそも

90とか49の意味、例えば現有の市民会館っていう意味なのか、現設計なのか、そういう何が。

○委員長(上田 伴子) 櫻田課長。

○新文化会館整備推進室長(櫻田 務) 申し訳ございません、説明不足でした。前後90センチっていうのと49センチっていうのは、現市民会館の寸法でございます。

○委員長(上田 伴子) よろしいですか。(発言する者あり)

ほかはないですか。

それでは、質問を終わります。

それでは、これでスポーツ振興課の皆さんにおかれましては、ここで退席……(「違う違う、これからスポーツ振興課」と呼ぶ者あり) ごめんなさい、スポーツ振興課。

どうぞ。

○スポーツ振興課長(池内 章彦) 私のほうから、総合体育館の長寿命化計画について、昨年から策定作業を行っておりましたが、今回完了しましたので、報告させていただきます。

本編については、文書共有システムに掲載させていただいております。本日は概要版で説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1ページですけども、目的としては、総合体育館が築32年をたっておりまして、長寿命化を図って、ライフスタイルコストのスキームを図る。また、近隣の市民体育館が築60年を迎えておりまして、老朽化しているために、総合体育館とその機能を統合して、総量縮減を図ることを目的に検討、策定をしております。

2のほうで老朽度調査ということで、(1)から(5)までという5項目の調査をさせていただいています。1つ目が躯体の健全度確認調査ということで、基本的には特に今のところ問題がないというふうなことになります。

それから、(2)の耐震性能の調査ですけども、基礎の部分で沈下が見られるけども、それは早急に埋め戻す必要があるけどもということですが、基礎、それから壁、2ページで、次、柱ですけども、ここ

についても大きな劣化等は確認をされないというふうな結果になっております。

それから、(3)の物理的な劣化調査ということで、早急に対応が必要なところということで、屋根の、それから陸屋根、それからアリーナの天井、雨漏り、それから落下防止の措置をしないといけないということ、それから玄関ポーチのバリアフリーの規格の不適合というふうなことが指摘をされております。

それから、(4)機能的劣化調査ですけども、3ページの上のほうで、耐用年数についてはまだまだ大丈夫だということですけども、機械設備について、やっぱり32年の中では耐用年数は過ぎているものが多く見られるということで、更新する必要があると。

それから、(5)の社会的劣化調査につきましては、利用者のアンケートですけども、トイレだとか空調設備、エレベーターの設置、出入口の段差、多目的トイレ、それから換気設備だとかサブアリーナの新設等のご意見があったというふうなことです。

こういうものの調査を受けまして、3で計画の内容ですけども、2つに分けています。(1)について長寿命化の改修ということで、ア、法令不適合に係る改修、ユニバーサルデザイン、それから特定天井、それから照明のLED化。それから、イとして老朽対策、これは建築、電気、機械双方に老朽したものの更新ということを検討しております。

それから、サブアリーナですけども、改修規模としては、事務と会議室エリアの約300平米を解体して、卓球や健康体操、多目的に利用可能なバスケットボールコート1面程度のサブアリーナを増設したらどうだというふうな提案になっております。

4ページですけども、こういう改修計画のまとめというところで、施設の耐用年数は築80年ということで今回計画を策定しております。前期と後期に分けて、前期の長寿命化改修ということで、この段階で2022年から23年にかけて、機能回復、機能向上、それから増築ということで9億5,000万円程度、それからあと20年間維持管理をする。

それから後期として2043年に一部大規模改修をして、最後、80年までもたすと。この計算の中では、最後の築80年の段階で、解体費を含めて、総額で17億円程度のコストがかかるだろうということになってます。この数字については、税抜きの金額になっております。

長寿命化のイメージですけども、下の表、絵のほうを見ていただいて、現在今32年、35年を目標に長寿命化改修ということで、機能回復、機能向上、それから増築を行わせていただいて、竣工当時よりも建設水準を持ち上げて、そこからまた20年、維持管理をしながら、築55年の段階でもう一度、機能回復の大規模改修をして、築80年まで活用していくというふうな考え方になっております。

次に、別紙でおつけをしております資料を説明させていただきます。

先ほど説明しました概要、資料の4ページの維持管理、更新費用の前期の長寿命化改修、まず第1番目にやる大きな改修ということですけども、これを、整備の考え方ということで、財源を含めて、今の考え方を説明させていただきます。

1で事業費ということで、方法としては、市民体育館と総合体育館を統合すると。バレーコートは現在、総合体育館が4面、それから市民体育館が2面あります。それを今回、4面は総合体育館がそのまま、プラス、サブアリーナで1面ということで5面ということで、面積の総量の縮減を目指すということです。

財源措置ですけども、公適債の大規模改修、集約化・複合化事業と、スポーツ振興くじのtoto助成金を充てたいというふうに思っております。

それから、下の枠ですけど、まだ市民体育館の解体工事があります。サブアリーナができましたら市民体育館を解体するというところで、跡地については公園附属の駐車場として整備することも検討することとして、財源としては合併特例債を活用したいというふうに思っております。

2で整備に向けてですけども、整備手順、それから具体的な手法については、今年度中に検討を行っ

ていきたいというふうに思っております。

最後のページにつきましては、参考として、市民体育館と総合体育館の利用状況と利用目的をまとめたものを資料として提示しております。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

今の報告に対して質問があったらお願いします。

○委員（伊藤 仁） よろしいか。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） サブアリーナはどこに計画されますか、駐車場を潰すということ。

○委員長（上田 伴子） 池内課長。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 今この計画の中では、現在、総合体育館を入れていただいたら隣に事務所があって、その左奥に会議室があるんですけども、その棟が平家建ての棟になっています。その部分を取り壊して、その分に、少し前の広場のほうに出ますけども、サブアリーナを設置したいと。そこに大きな会議室があるんですけども、近くに新しい市民会館もできますので、その大きな会議の利用については、そちらのほうを使っていくというようなことで、今の会議室の部分のところを潰してサブアリーナにしたいということで、駐車場を潰すということではないということです。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 今から市民会館が新たにできるということで、駐車場についてはどういう状況になるんですかね、みんなが完成したら。例えば市民会館の1階フロアを駐車場にしますよとか、まだそんな計画もあるのかないのかも知りませんが、駐車場の確保についてはどういう、あの辺一体の考え方はどうなってますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） まず、体育館があの位置で、新文化会館が南側、南中との間に建ってくるんですけども、その後ろ、いわゆる円山川が今、木がたくさん埋まってる範囲、あの範囲に新たに駐車場が何十台か確保できます。その後、現市民会館を取り壊した後、あれが駐車場にすると

いう計画にしております。ですから、今ある駐車場は、体育館や、地場産周りにある体育館の台数は何も変わらないと。

○委員（伊藤 仁） 変わらない、逆に増えるということ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） はい、増えるということですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事（桑井 弘之） まだこれは決定事項でも何でもないんですけども、市民体育館を取り壊した後、そこも駐車場にするというようなことも検討できるかと思っておりますので、現状よりは増えるのではなからうかというふうにイメージは持ってます。

○委員（伊藤 仁） よろしいです。

○委員長（上田 伴子） いいですか。

ほかはありませんか。

それでは、新文化会館、それからスポーツ振興課の皆さん方につきましては、ご苦労さまでした。

今のスポーツ振興課の分の資料につきましては、概要版のみ文教民生委員会委員以外の議員へも配付をお願いしたいと思います。事務局のレターケースに、よろしくお願ひいたします。ご苦労さまでした。

委員会を暫時休憩します。

午前11時58分 委員会休憩

午前11時58分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） では、委員会を再開します。

次に、協議事項（3）番、委員会意見・要望のまゝとめに入ります。

当委員会の意見、要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思ひます。

委員の皆さんからの提案について、委員会意見、要望とすべきか協議を行いたいと思ひます。

委員会を暫時休憩します。

午前11時58分 委員会休憩

午前11時59分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） では、委員会を再開いたします。

それでは、ただいま協議いただきました委員会意見、要望を含む委員長報告の案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、委員会を暫時休憩します。

午後0時00分 委員会休憩

午後0時00分 分科会再開

○分科会長（上田 伴子） 休憩前に引き続き分科会を再開いたします。

次に、協議番号（4）番、分科会意見・要望のまともに入ります。

当分科会の意見、要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

委員の皆さんからの提案について、分科会意見、要望とすべきか協議を行いたいと思います。

分科会を暫時休憩します。

午後0時00分 分科会休憩

午後0時00分 分科会再開

○分科会長（上田 伴子） 分科会を再開いたします。

委員会意見、要望の取りまとめは、ただいま協議いただきました分科会意見、要望を含む分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会します。

午後0時01分 分科会閉会

午後0時01分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） 委員会を再開します。

閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

別紙1をご覧ください。それでは、議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に申し出たいと思いますが、今、別紙1にあります9項目でご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

（6）のその他に行きます。

次に、協議事項（6）番、その他、委員会管外視察研修についてです。

昨今の状況を鑑み、実施の有無を含め、どうするか。実施可能な状況であれば、5月17日から21日の2泊3日っていうこととなるんですけども、どうでしょうか。

委員会を暫時休憩します。

午後0時02分 委員会休憩

午後0時03分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、委員会を再開します。

当委員会の管外視察研修につきましては、実施可能な状況であれば、5月17日月曜日から21日金曜日の2泊3日ということで決定をしました。その間で日程の確保をお願いします。

そのほかについて、委員の皆さんから特にご発言はありませんか。

委員会を暫時休憩します。

午後0時04分 委員会休憩

午後0時05分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、委員会を再開いたします。

それでは、管内視察については、また委員長、副委員長のほうで協議いたしまして、皆様にご提示したいと思いますので、よろしくをお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに皆さんから何かご発言はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、特にないようです
ので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いた
たします。お疲れさまでした。

午後0時05分閉会
